26 日獣発第 257 号
平成 26 年 12 月 16 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

このことについて、平成 26 年 12 月 8 日付け 25 消安第 4383 号をもって、農林水産省消費･安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①我が国での口蹄疫の発生は、平成 22 年の宮崎県の事例以降確認されていないものの、極東ロシアや中国をはじめとした東アジア地域においては、口蹄疫（O 型、A 型）の発生が続発していること、②口蹄疫ワクチン接種清浄国の認定を受けていた韓国でも、本年 7 月、3 年 3 カ月ぶりの養豚農場での口蹄疫（O 型）の発生以降、12 月 4 日にも発生が確認されており、我が国に地理的に近く、人・物の往来が多い近隣諸国からの我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは極めて高い状態にあると考えられること、③また、アフリカ豚コレラについては、2006 年以降、欧州・ロシア等において発生が続いており、口蹄疫に症状が類似している水胞性口炎についても、本年 5 月以降、米国において発生していることから、これらの疾病について今後の感染拡大が懸念されること、④これから年末・年始及び春節（平成 27 年 2 月 19 日）を迎えるに当たり、特にアジア地域における人・物の移動が盛んになることが見込まれることから、これらの地域で発生が確認されている疾病が我が国に侵入するおそれが高まっており、より一層の口蹄疫等に関する情報の共有に務め、改めて畜産関係者等の危機管理意識を高めるとともに、我が国におけるこれらの発生を未然に防ぐため、口蹄疫等の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期すよう、都道府

県知事に通知した旨、本会会員に了知の上、円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。

併せて、家畜防疫の重要性を十分に理解の上、適切な対応がなされるよう指導の協力も依頼されている旨申し添えます。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601

２６消安第４３８３号
平成２６年１２月８日

公益社団法人　日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
26.12.10
第 532 号

記

1　牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家畜防疫員は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第51条に基づき、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の大規模所有者（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の２第８号に規定する大規模所有者をいう。以下同じ。）の農場及び都道府県が必要と考える家畜の飼養農場（例えば、口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場等）に対し、防疫指針第２の２の（２）の①に規定する立入検査を平成27年２月28日までに実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。

また、指導の実施状況について、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（その詳細な内容及び報告の方法は、別紙１のとおりとする）。

なお、対象農場及び対象農場以外の農場であって、家畜防疫員による立入検査の実施が平成27年１月以降になる農場に対しては、立入検査に先立ち、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則別記様式第14号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、直ちに飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

2　畜産関係者の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

農場の従業員も含め畜産関係者に対しては、口蹄疫等が発生している国への渡航及び発生している国の畜産関連施設由来の郵便物等の受取りを可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合及び口蹄疫等が発生している国から郵便物等を受け取る場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

（１）渡航に当たっての留意事項

①　農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。

②　肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

③　帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

（２）帰国後の留意事項

①　飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の２第１号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。

②　海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

（３）郵便物、貨物等の受取りに当たっての留意事項

農場等の畜産関連施設由来の郵便物等は、衛生管理区域内に持ち込まないこと

とし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講じること。

3　口蹄疫等に関する研修会の開催等について

家畜の所有者及び畜産関連業者に加え、可能な限り、中国、ロシア等の口蹄疫等発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の管理者等を対象に、口蹄疫等に関する研修会（講習会その他これに類するものを含む。以下同じ。）を開催し、口蹄疫等の防疫及び飼養衛生管理基準の遵守に係る意識の向上を図り、農場、ホテル、ゴルフ場等における消毒を徹底するよう指導すること（この際、これまで農林水産省が発出した通知、飼養衛生管理基準のパンフレット、「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」（平成23年10月１日付け23消安第3463号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等を活用する。）。併せて、上記１の飼養衛生管理の遵守状況の確認結果を踏まえた指導を行うほか、優良事例があれば、当該事例を紹介し、地域の飼養衛生管理に関する意識の向上を図ること。さらに、特に、外国人労働者、海外研修生等を受け入れている農場に対しては、上記２の内容を周知及び指導すること。

なお、研修会の開催結果については、様式２により平成27年４月17日（金）までに動物衛生課担当者宛て（kokunai_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。

3　衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

家畜の所有者に対して、衛生管理区域に必要のない人を立ち入らせず、また、物を持ち込ませないようにする。やむを得ず立ち入りや物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないよう改めて指導を徹底すること。

4　早期通報の再徹底について

家畜の所有者、獣医師等に対して、家伝法第13条の２第１項に規定する症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に届け出るよう改めて指導を徹底すること。

5　的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認について

都道府県が家畜の所有者、獣医師等から上記４の届出を受けた場合には、遅滞なく、防疫指針第３の規定に基づく対応を的確に行うよう、全ての家畜保健衛生所職員が手順を理解し円滑に実施できるように、演習等の機会を活用し、反復的な訓練の実施に努めること。また、万が一の口蹄疫の発生時に備え、防疫指針第２の２の

（9）の規定に基づく市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の整備状況について改めて確認すること。

6　口蹄疫等に関する情報の共有について

農林水産省から提供された口蹄疫等に関する種々の情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫対応等に有用と考えられるものとして動物衛生課が周知するよう指定した情報については、確実かつ迅速に家畜の所有者、市町村、関係機関、関係団体等に周知すること。

（別紙１）

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について

１　目的

家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、報告するとともに、適切な飼養管理を指導することにより、口蹄疫等家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期すること。

２　立入検査の対象農場

家畜の大規模所有者の農場及び都道府県が立入検査が必要と考える家畜の飼養農場を対象とする。

また、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこと。

なお、平成 26 年４月１日以降に既に立入検査が実施され、下記３の確認が終了した農場については、当該確認の結果を持って本通知による確認に代えることができるものとする。

３　確認の方法

別紙２の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。その際、１つの農場を複数名で確認した場合には、必ず家畜防疫員が最終的な確認を行うこと。飼養衛生に関する指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

４　報告の方法

立入検査の結果については、防疫指針第２の２の（２）の①の規定により平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間に行った他の全ての立入検査の結果と併せて、様式１－１及び１－２による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書（Excelファイル）を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者宛（kokunai_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。

5　報告の期限

平成27年４月17日（金）

※ 飼養衛生管理の確認及び指導は、上記２の対象農場については、平成27年２月28日までに、それ以外は平成27年３月31日までに終了すること。

6　その他

（１）上記４により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。

（２）指導及び助言に対する改善が認められない農場に対しては、家伝法第12条の５の規定による指導及び助言（既に同条の規定による指導及び助言を行っている場合には、家伝法第12条の６第１項の規定による勧告）等について検討すること。

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし農場の衛生管理チェック表 （別紙2）
（平成26年度）

チェック項目		評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握		
1	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 □	
第二 衛生管理区域の設定		
2	(1) 衛生管理区域を設定している。	
	(2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。	
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
3	衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。	
4	(1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	
	(2) 入場車両の消毒を常時行っている。	
5	(1) 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	
	(2) 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。 □	
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。（※） □	
	(2) 更衣前の衣服は、衛生管理区域専用の衣服等で完全に覆われている。（※）	
7	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去１週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。 □	
8	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。 □	
9	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去４月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。 □	
10	家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。（※） □	
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止		
11	(1) 給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。	
	(2) 飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。	
12	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。 □	
13	(1) 衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。（※）	
	(2) 防鳥ネットの設置等により畜舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。（※）	
	(3) 防鳥ネットの設置等により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている（※）	
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保		
14	(1) 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。 □	
	(2) 家畜の体液（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊において、生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、１頭ごとに（豚・いのししにおいて、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに）交換又は消毒をしている。 □	
15	空になった畜舎（豚・いのししに限る。）、畜房又はハッチ（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊に限る。）の清掃及び消毒をしている。 □	
16	家畜を適切な密度で飼養している。	

チェック項目		評価
17	(1) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。（※）	
	(2) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。（※）	
第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
18	飼養する家畜が特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。	
19	飼養する家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。 □	
20	毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。 □	
21	(1) 導入元の疾病発生状況及び導入畜の健康状態を確認後、家畜を導入している。	
	(2) 導入畜が伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。	
22	出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。 □	
第七 埋却等の準備		
23	埋却、焼却又は化製処理の準備ができている。	
第八 感染ルート頭の早期特定のための記録の作成及び保管		
24	(1) 衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。（※）	
	(2) 衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、１年間保存している。 □	
第九 大規模所有者に関する追加措置		
25	農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	
26	従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。	

注１　□のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の４第１項の規定（定期の報告）による報告項目です。□には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況（チェックの有無）を記入して下さい。

注２　評価欄には、○（適正に行われている）、×（適正に行われていない）又は－（業務体制上、行う必要がない）のいずれかを記入して下さい。

注３　※の項目（６(1)及び10にあっては牛、水牛、鹿、めん羊又は山羊に限る。）は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式１（＊）の指導には当たりません。

（様式1-1）

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

（都道府県名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：戸）

		農場数（①＋②）	①指導が不要だった農場数	②指導を行った農場数			チェック表の項目以外で行った改善指導の内容
					うち、改善済	うち、改善指導中	
肉用牛	大規模農場						
	それ以外の農場						
乳用牛	大規模農場						
	それ以外の農場						
豚	大規模農場						
	それ以外の農場						
水牛							
鹿							
めん羊							
山羊							
いのしし							
計		0	0	0	0	0	0

注　平成26年4月1日以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。

（記入例）

（単位：戸）

		農場数 （①＋②）	①指導が 不要だった農場数	②指導を行った農場数			チェック表の項目以外で行った改善指導の内容
					うち、改善済	うち、改善指導中	
肉用牛	大規模農場	18	3	15	8	7	○立て看板の設置（6）
	それ以外の農場	30	10	20	12	8	

チェック表に基づいて改善指導を行った農場数

（都道府県名）

項目	肉用牛				乳用牛				豚				水牛		鹿		めん羊		山羊		いのしし	
	大規模		それ以外		大規模		それ以外		大規模		それ以外											
	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●
1 防疫に関する情報の把握																						
2 (1) 衛生管理区域の設定																						
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化																						
3 人・車両の入場制限																						
4 (1) 車両用の消毒薬の常設																						
(2) 車両消毒の実施																						
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設																						
(2) 立入者の消毒の実施																						
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用（※）																						
(2) 適切な方法による衣服・靴の着用（※）																						
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限																						
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒																						
9 海外使用物品の持ち込み制限																						
10 適切に処理された食品循環資源の利用（※）																						
11 (1) 給餌設備への排泄物混入防止対策																						
(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策																						
12 飲用に適した水の給与																						
13 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策（※）																						
(2) 畜舎への野生動物侵入対策（※）																						
(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策（※）																						
14 (1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒																						
(2) 使用物品の家畜ごとの交換																						
15 畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒																						
16 適切な密度での飼養																						
17 (1) 糞尿運搬時の車両消毒（※）																						
(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策（※）																						
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保																						
19 家畜の異状時の獣医師の診療・指導																						
20 毎日の家畜の健康観察																						
21 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認																						
(2) 導入畜の隔離の実施																						
22 移動前の健康状態の確認																						
23 埋却・焼却・化製処理の準備																						
24 (1) 立入時の記帳等の周知（※）																						
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管																						
25 獣医師による定期指導																						
26 従業員による通報体制の確保																						
立入農場数																						

注1 様式1－1の指導について、指導内容の項目ごとに指導対象となった農場数を実数で入力してください（うち、○は改善済、●は改善指導中）。なお、○の欄には指導が不要だった農場数は含めないようにして下さい。
注2 立入農場数の欄には、様式1-1の農場数(①+②)を記載して下さい。
注3 ※の項目は、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なもの（網掛け）。なお、この項目の指導は様式1－1の指導には当たりません。

（様式2）

口蹄疫に関する研修会の開催状況

都道府県名：

開催年月日	参加者（機関・団体名等）	内容

※　平成26年度の実績を記載して下さい。